

3-5-3 個人事業者における消費税の還付スキーム

Q 太陽光設備を購入した場合、消費税の還付を受けられると聞きましたがどのようなことをすれば受けられますか？

A 個人の方が、太陽光設備を購入した年の消費税申告を行えば、太陽光発電設備に係る消費税の還付を受けることができます。ただし、その年において、課税事業者に該当している必要があります

(H)

解説

1. 消費税還付の仕組み

個人事業者においては、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税（注）を差し引いた差額を納税し、払いすぎている場合は還付を受けることができます。

ただし、消費税還付を受けられる事業者は消費税の課税額の計算方法が原則課税の課税事業者のみです。つまり、免税事業者や簡易課税制度を選択している課税事業者は、消費税の還付を受けることはできません。

（注）課税仕入れ等に係る消費税

課税仕入れ等に係る消費税は、「課税仕入れ等の消費税」に含まれる消費税にですが、「課税仕入」は「商品の仕入」のみではなく、経費や設備投資など、仕入以外の消費税の掛った支出も含まれます。

2. 課税事業者選択届出書について

新たに事業を始めた人は、前々年（基準期間）の売上高がないため、原則として免税事業者になります。

また、事業を行っていて前々年（基準期間）の売上高が1,000万円以下の事業者は原則、免税事業者になります。そのため、消費税の還付を受けることができません。

ただし「消費税課税事業者選択届出書」を提出すれば翌年から（新たに事業を始めた人の場合はその年から）課税事業者になることができます。

3. 課税事業者選択不適用届出書について

課税事業者選択届出書提出し、課税事業者となった事業者は、その後、課税事業者選択不適用届出書を提出し、その基準期間における課税売上高が1,000万円以下であれば、原則として、その提出の翌年から免税事業者に戻ることができます。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に税抜100万円以上の調整対象固定資産を購入した場合、調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、免税事業

者となることができず、簡易課税制度を適用して申告することもできません。

また、1,000万円（税抜）以上の棚卸資産又は調整対象固定資産（以下、「高額特定資産」）を購入した場合にも、注意が必要です。

高額特定資産の仕入れ等を行った場合は、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から、その高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は、免税事業者となることができず、簡易課税制度を適用して申告することもできないので注意が必要です。

4. 消費税の還付スキームについて

今まで個人事業を行っていなかった個人が、太陽光発電事業を開始した場合、過去の課税売上高はないため、消費税の納税義務がない、免税事業者であるのが通常です。

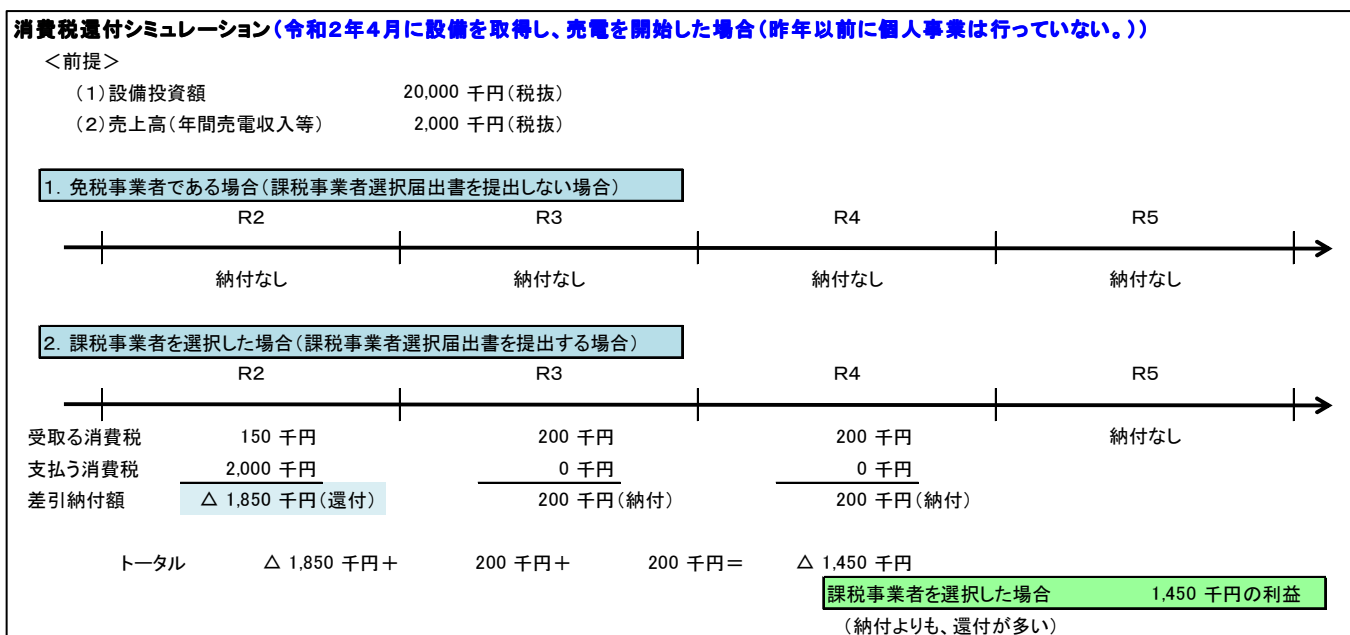
そして、太陽光発電事業を開始する場合、太陽光発電設備の取得という高額な「課税仕入れ」があるため、課税事業者であれば、大きな還付が生ずることとなります。

そこで、適切な時期に課税事業者選択届出書を提出し、その設備取得をする年において、課税事業者となり、大きな還付を受けます。

なお、課税事業者になるということは、基本的に、売上げ（売電収入）に係る消費税（税込売上高の110分の10相当額は、国に納めなければならないので、その旨、ご留意ください。

なお、その後、要件を満たせば、「課税事業者選択不適用届出書」を提出し、免税事業者に戻ることができますが、調整対象固定資産特例や高額特定資産が働くため、3年間は最低、課税事業者であることが強制されます。

具体例は、以下のとおりです。



なお、その後の買い増しがなく、かつ、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えないのであれば、設備取得の年を含め3年間の課税事業者の強制期間を経て、4年目に免税事業者に戻れます。上記のシミュレーションでは、R5年度から免税事業者に戻れます。

ただし、翌年や翌々年に、1,000万円以上の太陽光設備の追加取得があると、その分の還付は、また受けられるのですが、その年から3年間、免税事業者に戻れなくなるので、課税事業者の強制期間が延長されることとなります。

なお、低圧6基以上の設備を取得したり、高圧の設備を取得したりして、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えた場合には、簡易課税制度を選択する方法があり得ます。簡易課税制度については、Q&A 2-3-7（簡易課税制度について）をご査証ください。